



2生都管第645号

東京都杉並区上荻一丁目18番6-501号  
特定非営利活動法人さわやか青少年センター

## 認 定 書 (更新)

令和元年12月17日付けで申請のあった認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新については、特定非営利活動促進法第51条第2項の規定に基づき、下記のとおり更新します。

令和2年8月21日

東京都知事 小池 百合子



記

更新後の認定の有効期間

令和2年3月19日から  
令和7年3月18日まで